

労働基準監督機関と公正取引委員会・経済産業省への通報制度の拡充について

※太字・下線部を拡充

厚生労働省

労働基準監督機関
(都道府県労働局・
労働基準監督署)

(2)通報

公正取引委員会・経済産業省

公正取引委員会
(本局・地方事務所等)

(4)報告

中小企業庁・経済産業局等

(1)臨検監督

- ①以下のいずれかの労働基準関係法令違反が認められ
・労働基準法第24条（賃金支払）違反等
・**労働基準法第32条（労働時間）違反等**
- ②当該法令違反の背景に親事業者による下請法違反行為・**特定荷主による物流特殊指定違反行為**の存在が疑われ
- ③下請事業者・**特定物流事業者**が通報を希望した場合

(3)立入検査

法違反が認められた場合、勧告・公表等

親事業者・**特定荷主**

- ・下請法第4条違反
- ・**物流特殊指定に係る独占禁止法第19条違反**

中小企業

(下請事業者・**特定物流事業者**)